

広域被災者データベース・システム

導入手順書（骨子）

目次（大項目、中項目）に基づく骨子（水色コメント）のご確認をお願いします。
（本文は作成途中のため、別途確認のご依頼をさせていただきます。）

令和7年1月

石川県

目次

1.はじめに	1
1.1.広域被災者データベース・システム導入手順書の目的	2
2.広域被災者データベース・システムとは.....	3
2.1.広域被災者データベース・システムの整備の目的とその背景	3
2.2.広域被災者データベース・システムの概要	4
2.3.広域被災者データベース・システムの前条件	5
2.4.広域被災者データベース・システムを活用した被災者支援業務	6
3.広域被災者データベース・システムの運用の流れ.....	10
3.1.広域被災者データベース・システムの運用の流れ	10
3.2.都道府県による導入の検討.....	11
3.3.関係者（市町村・関係団体）との協議による検討	12
3.3.1.システム導入の意義の共有	12
3.3.2.システム利用のルールの確認・決定.....	12
3.4.広域被災者データベース・システムの調達	14
3.4.1.システムベンダーの選定	14
3.4.2.災害協定の締結	14
3.5.広域被災者データベース・システムの運用訓練.....	14
3.6.広域被災者データベース・システムの起動	15
3.6.1. 被害の発生またはおそれの把握	15
3.6.2. 情報提供依頼の通知	15
3.6.3. 市町村及び支援者へのアカウント付与	15
3.7.広域被災者データベース・システムの運用	16
3.7.1. データの収集と更新	16
3.7.2. データの連携と共有	16
3.7.3. 業務に対する有用性の評価と改善	16
3.8.広域被災者データベース・システムの停止	17
3.8.1. 利用状況の評価.....	17
3.8.2. 運用停止の通知.....	17
3.8.3. データの引継ぎ.....	17
4.広域被災者データベース・システムの導入・運用に係るコスト	18
4.1.導入に必要な初期費用	18
4.2.維持管理に係る費用.....	18
4.3.コスト効果の測定	18
4.4.コスト最適化の工夫.....	18

5.広域被災者データベース・システム利用上の留意事項.....	19
5.1.個人情報取り扱い.....	19
5.1.1.都道府県が個人情報を取り扱う法的根拠.....	19
5.1.2.個人情報の取り扱いに関する平時からの備え.....	23
5.1.3.個人情報の取り扱いにおける課題の整理.....	32
5.2.マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用.....	33

1.はじめに

我が国は災害大国であり、これまでも数々の災害を乗り越え、学び、発展を続けてきた。国民一人ひとりの備えはもちろんのこと、社会全体でインフラの整備や発災後の支援体制の構築を進めてきた。今後も、災害による被害を最小化し、復旧・復興を迅速かつ効果的、効率的に進めるための仕組みの改善を積み重ねる必要がある。

【骨子(当該項目の要点)】

1.はじめに

- ・ **法令等に基づく取り組みであること**

災害対策基本法第 90 条の3において、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。と明記されている。被災者支援を行うにあたって、被災者情報を一元的に管理する被災者台帳は一層重要性を増している。罹災証明の発行や被災者の健康管理、生活再建に向け多支援を漏れなく迅速に行うためには、幅広い支援主体間で収集した情報をデジタルで一元的に管理・運用することが重要。

- ・ **被災者情報の一元的な管理の重要性の増加**

市町村や都道府県が独自に収集する被災者情報及びその手段は多岐にわたる。特に、大規模災害の場合は、行政のみならず多くの民間の支援団体も被災者支援に中長期的に参画することから、それぞれの支援主体が収集した情報を一元的に管理する仕組みが必要。このような仕組みがない場合、実施すべき被災者支援の検討を行うことができず、支援漏れが発生する可能性がある。なお、本データベースは被災地域に住民登録がない場合であっても、当該地域で被災している場合は情報を収集・管理の対象となる。

- ・ **本書は、広域災害時に「被災者台帳(被災者台帳管理関連システム等)」を活用した情報連携の必要性とシステム導入に必要な事項を提示・解説すること**

本書は広域災害が発生した場合に、災害対策基本法第 90 条の3に基づいて市町村が作成する「被災者台帳(被災者台帳管理関連システム等)」を活用し、被災者の基本情報のみならず、福祉等幅広い情報を関係者間で迅速かつ効率的に広く情報連携する必要性および広域被災者データベース・システムの導入及び運用にあたって必要な事項を提示・解説するもの。

支援業務を行うために、被災者情報を関係者間で共有可能となるシステムを導入し、その管理・運用をデジタルで行うことが有用である。今回整備する「広域被災者データベース・システム」が、災害関連死を防ぐという最大の目的の達成に向けて、広域災害における切れ目のないきめ細かい被災者支援の展開に資するものとなるよう、各都道府県の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

1.1.広域被災者データベース・システム導入手順書の目的

1.1.導入手順書の目的

- ・ **システム導入・運用のためのチェック**

本書では、広域被災者データベース・システムの導入や運用のためのポイントを記載しています。各チェックポイントにおいて、各支援主体及び他組織との調整状況をチェックし、導入及び運用の参考としていただきたい。

- ・ **ユーザー支援、トラブル回避・リスク管理**

また、本書は広域被災者データベース・システムの導入及び運用の担当となった方が導入や運用の手順が把握できるよう支援するもの。システムの導入及び運用にあたって発生しうる課題や事前に準備・調整しておく必要があるリスクを示す。

- ・ **災害時及び平時からの情報連携促進に係る知見の共有**

本書は石川県が直面した課題と反省をもとに、石川県した市町村担当者や他県、幅広い分野の有識者等を交えて議論した内容を盛り込んで作成している。

2. 広域被災者データベース・システムとは

2.1. 広域被災者データベース・システムの整備の目的とその背景

2. 広域被災者データベース・システムとは

2.1. システム整備の目的とその背景

- ・ **システムの定義と重要性**

広域被災者データベース・システムは、市町村の区域を超えた広域災害において、人災(災害関連死等)を防ぐため、避難所に着目した支援から、より人の動きに着目したきめ細かい支援を行うため、民間を含めた支援者が被災者の状況を把握するために設けるもの。

- ・ **業務効率化のためのシステムの役割**

市町村が被災者台帳の作成および、被災者支援業務をより効率かつ効果的に実施できるよう、被災者支援にあたって収集する様々な情報を一元的に管理し、関係者間で連携することができる。

- ・ **システム整備の背景**

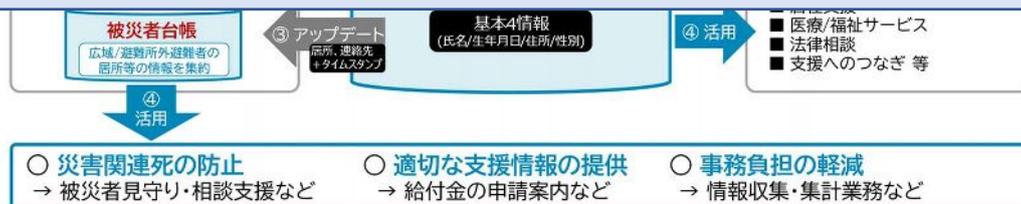
令和6年能登半島地震は、厳冬期の夕方に発生。被災地域は高齢化が進んだ過疎地域も含まれていたことから要配慮者が多く、支援を実施する業務担当者の負担は非常に大きなものとなった。また、地形的な制約に加え、インフラを含めて広域に多大な被害が生じたことで、地域外からの支援が得られるまでに時間を要した。

- ・ **利用者ニーズを反映したシステム整備の方向性**

これらの石川県や県下市町等 が直面した課題を踏まえ、広域災害が発生した際に、避難所以外に所在する被災者を含め、支援に必要な被災者情報を把握することが重要。

- ・ **システム整備の事例とその教訓**

システムの整備を行い、健康管理業務および被災者見守り・相談支援等事業に活用したが、業務開始後は市町村職員が災害対応に追われ、業務フローの整理や、情報項目や様式の統一を行うことができなかった。については、平常時からの準備が重要。



2.2.広域被災者データベース・システムの概要

2.2.システムの概要

- ・ **システムの利用期間(システムの起動/運用/停止)**

広域被災者データベース・システムには、起動、運用、停止の3つの段階がある。

起動段階: 広域災害による被害の発生またはそのおそれが生じた段階で、システムの起動手順が開始される。

運用段階: システムの運用は、災害発生後の復旧期および復興期に該当する段階を想定している。システムを通じて被災者情報の収集・管理・共有を行い、迅速かつ効果的な支援を提供する。

停止段階: 各自治体が設定する基準に応じて、システムの運用を停止する。運用停止の際にはデータの保護と適切な管理が重要。

各自治体が設定する起動の基準及び停止の基準の考え方は後述する。

- ・ **システム利用の効果**

支援者の業務効率化

被災者情報を一元的に管理することで、支援者が効率的に情報を共有・管理できるようになる。これにより、重複した支援や見落としを防ぐことができ、支援活動の効率化が図れる。

迅速な意思決定支援

システムにより収集されたデータを基に、迅速な意思決定が可能となる。これにより、避難指示や支援活動に必要な資源配分を適切に判断し、被災者への効果的な対応が実現する。

- ・ **機能一覧**

(仕様書別紙のリストより引用)

- ・ **対象ユーザー**

市町村職員、都道府県職員、社協等に加えて、民間の被災者支援団体等、行政のみならず幅広いユーザーの利用が想定される。

- ・ **利用シナリオ**

システム利用ユーザーにおいては、被災者 DB の利用にあたり、被災者支援を実施する市町村への情報連携を念頭に置いたうえで、 や について実施することについて留意しておく必要がある。

	をアップデートし、都道府県において被災市町の台帳作成支援を実施する
--	-----------------------------------

都道府県や市町村職員のほか、訪問支援等の被災者支援を実施する支援団体等も本システムを利用することで、大規模災害における避難所での混乱や広域避難が発生する中での迅速な被災者情報の追加や支援の実施が可能となる。

2.3.広域被災者データベース・システムの前提条件

2.3.システムの前提条件

- ・ **関係者の特定と役割分担**

都道府県においてシステム導入を実施するにあたり、事前にシステムを利用して情報共有を行う関係者を特定し、各関係者における役割分担を明確にしておく必要がある。

- ・ **必要な技術的要件の整理**

また、システムの導入・運用にあたって、求められるインターネット環境や対象ユーザーについて整理を行う必要がある。

- ・ **予算の確保**

システムの調達にあたっては、必要な機能を盛り込めるよう、十分な予算を確保することも重要。

- ・ **ユーザー教育・研修**

また、利用ユーザーがシステムを利用して効率的かつ効果的に被災者支援を実施するために、平常時から研修及び定期的な訓練を実施することも重要。

- ・ **リスク管理及び対策**

加えて、機密性の高い情報を取り扱うこととなるため、リスク管理およびセキュリティ対策を十分に講じることが必要。

2.4.広域被災者データベース・システムを活用した被災者支援業務

令和6年1月に発生した能登半島地震において、石川県では、被害が甚大な6市町

2.4.システムを活用した被災者支援業務

- ・ **活用場面**

広域被災者データベース・システムを整備・導入することで、被災者の災害関連死の防止に向けて様々な被災者支援業務における情報管理および関係者間の連携が可能。一例として、避難所の健康管理や被災者見守り・相談支援等事業における訪問支援業務、義援金や支援金給付の迅速かつ確実な実施が挙げられる。

- ・ **平時の準備**

また、平常時に関係者間で広域被災者データベース・システムの活用を前提とした業務フローの構築や、役割分担等を実施しておくことで、円滑に広域被災者データベース・システムを起動し、運用することが可能。

被災者データベースを活用した支援業務の例として、石川県で2024年9月に発生した令和6年奥能登豪雨において実施した避難所における健康管理業務および、石川県で現在も取り組んでいる被災者見守り・相談支援等事業の2つが挙げられる。広域被災者データベース・システムの活用にあたり、参照されたい。(詳細は別冊 Appendix に記載)

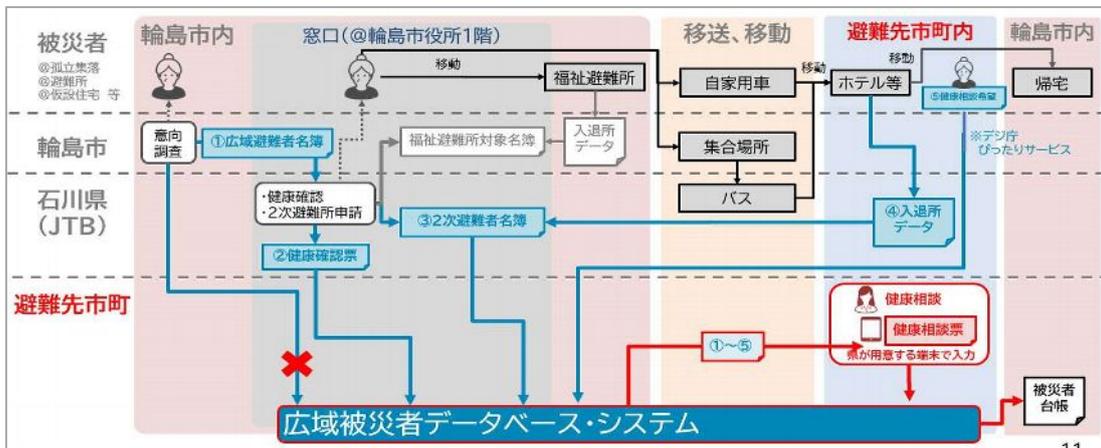
(1) 避難所における健康管理業務

令和6年9月21日に発生した令和6年奥能登豪雨によるライフライン状況に鑑み、輪島市からの2次避難の要請を受け、石川県、輪島市、石川県委託事業者、広域避難先市町間で被災者データベースを活用し、輪島市が作成した広域避難者名簿や石川県及び委託事業者が実施した健康確認情報等を共有することができた。なお、健康確認の情報は、紙媒体で記録した場合、入力内容の確認コストが増大する恐れがあった。そのため、健康確認を行いながら現場でパンチング入力を実施し、当該情報を被災者データベースに連携したことで、関係者間における迅速かつ円滑な情報連携に繋がった。

図表 避難所における健康管理業務の概要

実施主体	石川県、輪島市、石川県委託事業者、広域避難先市町
支援者	輪島市及び石川県保健師（広域避難開始前に輪島市内で健康管理を実施） 2次避難先市町保健師（2次避難先における健康相談を実施）
支援の対象者	孤立集落、避難所及び仮設住宅に避難し、2次避難を希望した被災者
被災者データベースを活用できたこと	輪島市が作成した広域避難者名簿、石川県及び委託事業者が実施した健康確認の情報、2次避難者名簿、2次避難先における入退所データについて、被災者データベースに連携し、支援実施者間で情報連携を行うことができた

図表 広域避難に係る避難者の健康管理業務の概要図



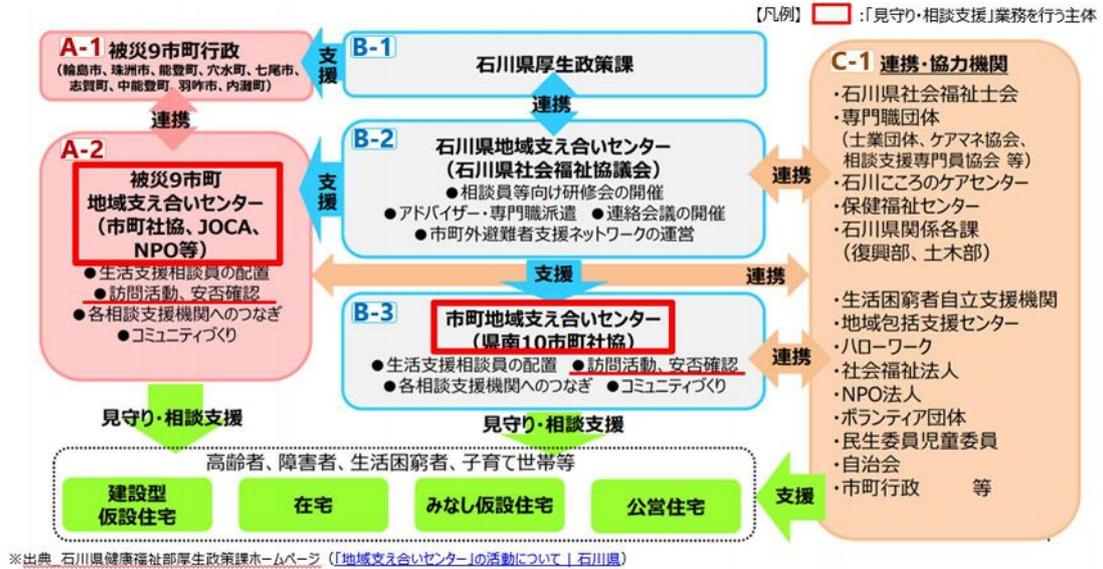
(2) 被災者見守り・相談支援等事業

仮設住宅入居者等の自立・生活再建状況及び健康状況について、仮設住宅等を訪問した上で個別の相談等を通じて確認し、生活再建に向けた課題解決に向けて、各支援者間で被災者データベースを活用することで市町の区域を越えて情報共有を行うことができ、継続支援が必要な被災者に対する円滑な支援に役立っている(現在も継続中)。

図表 被災者見守り・相談支援等事業の概要

実施主体	被災市町、被災市町地域支え合いセンター(被災9市町の社会福祉協議会、JOCA、NPO等)、石川県、石川県地域支え合いセンター(石川県社会福祉協議会社協)、広域避難先市町地域支え合いセンター(石川県南10市町社会福祉協議会)
支援者	社会福祉協議会、(公財)青年海外協力協会、NPO等
支援の対象者	応急仮設住宅、みなし仮設住宅、公営住宅、在宅で避難している被災者
被災者データベースを活用してできたこと	社会福祉協議会、(公財)青年海外協力協会、NPO等が被災者を訪問し、聞き取った情報を訪問シートへ入力し、被災者データベースへ連携することで、自治体の区域を越えて避難する被災者の支援実施主体間で被災者情報を共有することができた

図表 石川県で実施した被災者見守り・相談支援等事業の体制図



石川県で発生した能登半島地震、奥能登豪雨では広域避難によって住み慣れた地域を離れた被災者も多く、市町村の区域を越えて避難した被災者を継続的に支援する必要があり、石川県が主導して構築した被災者データベースは、広域避難者に対する支援を迅速かつ効率的に行う上で重要な役割を果たすものであると言える。

3. 広域被災者データベース・システムの運用の流れ

3.1. 広域被災者データベース・システムの運用の流れ

本システムが適切に運用されるためには、平時からの事前準備、システム起動後の運用そして停止の考え方に至るまでに必要な取り組みが多岐に渡る。ここでは、システムの事前準備から運用停止後の引継ぎまでの流れを記述する。

3. 広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ

3.1. 広域被災者データベース・システム運用の流れ

- ・ 広域被災者データベース・システムの管理者は第 3 章の手順を参照することで、システムの導入・運用を行う。

そのために必要な、事前準備～運用停止までの具体的な手順を示す

本章では、広域被災者データベース・システムの管理者である都道府県がシステムの導入の検討から運用、停止までの一連の流れと各段階の具体的な手順をまとめている。

3.2.都道府県による導入の検討

3.2.都道府県による導入の検討

平時において、都道府県のシステムの管理者がシステムの導入と運用に向けて実施すべき手順を示す。都道府県は担当部署の間で以下について協議する

- ・ **導入の可否の方針**

第 2 章に記載した、「システムの概要」や「システムの前提条件」を念頭に、都道府県の担当部署間で、導入の可否を検討する。導入の可否の検討には

- ・ システムを使う関係者の特定
 - ・ 導入メリットや既存システムとの違い
 - ・ コストと負担の考え方
 - ・ 市町村協議・検討交えたスケジュール
- といった観点を整理し、庁内で協議を行う。

- ・ **導入に向けた役割分担**

システムの契約・構築を進めるとともに、庁内、市町村と連携する情報項目、連携のプロセス、業務フロー、運用ルールについて協議を行い、合意形成を図る。

< 平時に協議が必要な事項 >

情報連携の担当窓口

被災者台帳の連携方法と連携する情報の形式

□情報項目(被災者を特定する情報、支援が必要な被災者の情報、援護の実施に必要な情報、その他の情報)

運用ルール(システムの利用手続き、連携プロセスや業務フロー、情報の保護措置)

外部支援者の関与の立て付け

事前に想定できなかった状況が発生した場合の合意形成の主体と流れ

- ・ **市町村を含めた関係者との協議に係るスケジュール**

導入の可否の検討には、市町村を交えた各種検討事項の協議を考慮し、スケジュールについても整理しておくことが望ましい。

3.3.関係者（市町村・関係団体）との協議による検討

3.3.関係者（市町村・関係団体）との協議による検討

- ・ 都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議

3.3.1.システム導入の意義の共有

- ・ 市町村による導入可否の検討

広域被災者データベース・システムの導入に関して都道府県は、被災者支援の目指す姿とその意義を市町村や関係団体と共有することが重要。

3.3.2.システム利用のルールの確認・決定

システム起動のルール(基準等)の作成・決定

- ・ システム起動の基準の考え方

システム起動の基準(トリガー)の考え方では、(1)起動の基準設定の考え方(2)起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順を整理する。

(1)起動の基準設定の考え方

迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の枠組みが考えられる。被災者支援のニーズに柔軟に対応できるよう、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。

(2)起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順

広域被災者データベース・システム起動の最終判断は、都道府県知事が行う立付けとし、起動の判断基準の設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。

- ・ 起動に要する時間

広域被災者データベース・システムは被害の発生またはおそれが生じたときから可及的速やかに起動することが望ましい。起動には、都道府県と市町村の協力が必要。

起動の基準と併せて予め起動に要する時間の目標を設定し、関係者間で共通認識を持つこと。石川県の案としては、〇～ までで24時間を検討している

3.3.関係者(市町村・関係団体)との協議による検討

3.3.2.システム利用のルールの確認・決定

システム運用のルールの作成・決定

関係者間で運用ルールを明確にし、共通理解を持つことが重要

- ・ **業務フローの検討**
システム運用における具体的な業務フローを検討する。被災者情報の収集、データ入力、情報の更新、支援の提供など、各ステップを設計し、関係者間での役割分担を明確にする
- ・ **共有する情報の洗い出し**
システムで共有する情報の種類と範囲を明確にする。基本4情報や居所などの被災者の基本情報、援護の実施に必要な聞き取り情報、投薬情報や介護情報などのその他の情報について、支援業務に応じてどの情報が必要かを洗い出し、関係者間で共有する
- ・ **情報の共有範囲の検討**
収集した情報の共有範囲を検討する。情報の重要性や個人情報保護の観点から、どの情報を誰と共有するかを明確にします。必要に応じて、情報の閲覧権限を設定し、適切な情報管理を行う
- ・ **システム利用におけるコストの考え方の共有(関係者の費用負担の有無)**
システム利用に伴うコストについて、関係者間で共有する。システムの導入・運用にかかる費用を明確にし、各関係者の費用負担の有無を協議する。費用負担の公平性を確保し、持続可能な運用体制を構築する。
- ・ **個人情報の取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成**
個人情報の取り扱いに関する法的根拠を整理し、関係者間で共通理解を持つことが重要。個人情報保護法や関連法規に基づき、適切な情報管理体制を構築する。また、関係者全員が法的根拠を理解し、遵守するように教育・研修を行う。
- ・ **セキュリティの確保**
システムのセキュリティを確保するための対策を講じる。情報の不正アクセスや漏洩を防ぐために、システムのアクセス制御やデータ暗号化などのセキュリティ対策を実施する。また、定期的なセキュリティ監査を行い、システムの安全性を維持する。これらの項目について、関係者(市町村・関係団体)との協議を通じて詳細に検討し、運用ルールを作成・決定する。

システム運用停止のルール(基準等)の作成・決定

- ・ **システム停止の基準の考え方**
- ・ **停止の判断に必要な評価指標の検討**
運用停止に向けた協議を開始するトリガーとして、以下が挙げられる。
 1. 被災者支援制度の申請/利用率に伴う支援体制の見直し
被災者支援制度への申請率や、支援策の利用状況が一定の水準に達した場合、支援者数や予算規模等の体制を見直す際に、関係者間の情報連携方法についてもあわせて見直しを行う。
 2. 広域避難者および応急仮設住宅の入居者数の減少
被災市町村への帰還意向があるが、広域避難先や応急仮設住宅から帰還できない被災者が一定の水準まで減少した場合、データベースによらず情報連携を実施できる可能性がないか、代替案を含め検討する。
 3. データベースの利用率の低下
システムを運用したものの、既存の業務フローでの兼ね合いからシステムの活用が困難な場合や、支援者間でデータベースによらず情報連携が実施できている場合、運用継続は実態に即していないため、運用継続の必要性について検討を開始することが想定される。なお、アクティブユーザー数やシステムへのアクセス数が減少していても、データベースの運用継続が必要な場合が想定されるので、市町村や支援者に利用実態の確認や運用継続の必要性について協議を行い、総合的に判断することが必要。

3.4.システムの調達

3.4.1.システムベンダーの選定

- ・ **コールドスタンバイに向けたシステムベンダーの選定**

広域被災者データベース・システムのシステムベンダーの選定では、標準仕様書を活用して各都道府県の地域特性や関係者県での合意形成の結果を踏まえて調達仕様書を作成し、調達する。

< 調達までの手順 >

- ・ 標準仕様書を参照して、システムの詳細な要件を整理
- ・ 調達仕様書を作成。調達仕様書には、システムの目的、要件、評価基準、納期、サポート体制、コストなどを明記
- ・ ベンダーのリストアップと調査
- ・ 提案依頼書(RFP)の作成と送付
- ・ 提案内容の評価と比較
- ・ 契約交渉と締結
- ・ 都道府県による調達の実施

3.4.2.災害協定の締結

- ・ **システムベンダーとの協定の締結**

都道府県が主体となってシステムを迅速に起動し運用するが、技術的なサポートが必要な場合は、システムベンダーに稼働してもらうことを意図。

具体例：利用者のニーズに応じて必要な機能の追加や改善を行う、エラーや問題が発生した際には即時対応する

- ・ **その他の利用環境を締結する事業者との協定の締結**

システムの運用には、システムベンダー以外の事業者から提供される環境やサービスが必要。

具体例：

通信インフラ：データ通信を担うインターネットサービスプロバイダー(ISP)や通信事業者

ハードウェア提供者：システムの運用に必要なサーバーやネットワーク機器、データの入力閲覧に必要なデバイスを提供する事業者

3.5.システムの運用訓練

- ・ **訓練実施に向けた準備**

- ・ **訓練の実施**

- ・ **訓練の振り返り**

前項までの取り決めが有事の際に機能するように都道府県、市町村、関係団体での平時からの訓練が重要。

システムの定期的な操作研修・訓練の実施するにあたり、ダミーデータを活用した情報連携の確認のほか、本番を意識し、閲覧権限に制限をかけたうえで自治体の判断によっては実際のデータの活用なども考慮しながら、システム操作訓練を実施することも考えられる。

3.6.システムの起動

3.6.1. 被害の発生またはおそれの把握

- ・ システムの起動の基準に関連する情報の収集
- ・ 都道府県における起動の決定

システム起動の基準(トリガー)の考え方では、(1)起動の基準設定の考え方(2)起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順を整理。

(1) 起動の基準設定の考え方

起動の基準設定では、迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の枠組みを考え方とする。

被災者支援のニーズに柔軟に対応できるように、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。

(2) 起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順

起動の最終判断は、都道府県知事が行う立て付けとし、起動の判断基準の設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。

3.6.2. 情報提供依頼の通知

- ・ 通知の作成(根拠法令の明確化、提供を受ける情報の範囲の決定など)
- ・ 通知の発出

市町村に対し、都道府県は被災者の情報の提供を求める通知を発出する。通知には提供を求める対象の定義、時点、項目、形式、受け渡しの方法と手順、都道府県の担当者、および法的根拠を明記する。市町村へ発出される通知は、提供する情報の準備の実業務にあたる課の特定が外形的に難しいため、災害対策本部から防災担当や市町村長宛てとすることが考えられる。

3.6.3. 市町村及び支援者へのアカウント付与

- ・ アカウント申請の基づくアカウント付与
- ・ 運用テスト

都道府県は、市町村・外部支援者に対してアカウント申請のためのフォームを送信する。市町村・外部支援者は、アカウント申請フォームに業務用の個人メールアドレスを入力し、返送する。都道府県は、それぞれのアドレスに対してアカウントを発行する。

発行後、都道府県、市町村、外部支援者それぞれで、運用テストを行い、適切にアクセスできるかを確認する。アクセスできないなど不具合が生じた場合、都道府県の担当部署に問い合わせを行い、解消する。

3.7.システムの運用

3.7.1. データの収集と更新

- ・ **被災者個人を特定する情報の取込み**

アカウントの付与が完了し、運用テストを終えたら、被災者個人を特定する情報をシステムに取り込む。平時からの取り決めに沿って、市町村は被災者個人を特定する情報の提供準備を行う。完了したら、都道府県にその旨を連絡し、システムに情報を流入します。都道府県は情報の閲覧可否を確認し、正常に情報の受け取りが完了した旨を連絡する。

- ・ **被災者支援に要する情報の取込みと更新**

避難所で収集される情報だけでなく、避難所外避難者の情報として自ら情報発信された情報やアウトリーチにより取得された情報など様々なツールを用いて情報収集を行います。これらの方法で集まった情報はすべてシステムに取り込み、被災者支援業務に活用することを前提に設計する。

3.7.2. 連携と情報共有

- ・ **支援業務により取得された情報の連携**

平時から関係者との協議と合意形成が済んだ支援業務については、取り決めの通り業務を実施します。取り決めがなく、新たに発生した業務についても平時に行った合意形成のプロセスをたどり、業務が確立する前の初期段階で情報項目や連携プロセスの整理を行うことが重要。

3.7.3. 業務に対する有用性の評価と改善

- ・ **被災者支援業務への効果の評価**

- ・ **業務またはシステムの改善**

本システムが被災者支援業務にどのように役立ったかを評価する。被災者の情報の連携にあたり、作業時間や工数がどれくらい減少したか評価し、その結果を踏まえて、業務のやり方あるいはシステムの改善を図る。

3.8.システムの運用停止

3.8.1. 利用状況の評価

- ・ システム運用停止の基準に関連する利用状況の情報の収集と評価

3.8.2. 運用停止の通知

- ・ 都道府県からシステム運用停止を市町村に通知

3.8.3. データの引継ぎ

- ・ システムから市町村への個人情報の引継ぎ
- ・ 引継ぎ後システムから個人情報を削除

4. 広域被災者データベース・システムの導入・運用に係るコスト

4. システム導入・運用に係るコスト

4.1. 導入に必要な初期費用

- ・ **ソフトウェア(ライセンス)費用**

システムの導入から運用に至るまで必要な費用の種類を示す。
導入するシステムのソフトウェアを利用するためのライセンス費用です。これは一度だけ支払う場合もあれば、年間契約の場合もある。

- ・ **ハードウェア整備に係る費用**

システムを動作させるためのサーバーやコンピューター、ネットワーク機器などの購入費用。システムの規模によって必要なハードウェアの種類や数が変わる。

- ・ **ユーザー教育に係る費用**

システムを利用するユーザーへの教育・トレーニングにかかる費用。システムを最大限に活用するためには、ユーザーがシステムの機能や操作方法を十分に理解することが重要です。初期トレーニングと継続するトレーニングがあれば、方法として外部講師を招聘して対面で行うことやオンラインでコンテンツの提供が行われる場合がある。

4.2. 維持管理に係る費用

- ・ **運用保守費用(定期メンテナンス費用、障害対応に係る費用など)**

システムがクラウド上で運用される場合、クラウドサービスの利用料が発生する。
また、システム運用中には、予期せぬ障害やトラブルが発生することがある。これらの障害に迅速かつ適切に対応するため、定期メンテナンスやサポートのための費用のほか、システムが停止する、データが失われるなど、重大な障害が発生した場合に行う緊急対応に費用が発生する場合がある。
加えて、システムの機能向上やセキュリティ強化のための更新やアップグレードにかかる費用がある。
運用保守に係る費用の内訳はシステム事業者により異なるので、各社に契約前に確認することを推奨する。

4.3. コスト効果の測定

- ・ **測定に係る指標**

4.4. コスト最適化の工夫

- ・ **削減のための代替案や対応(契約手法など)**

- ・ **コスト負担の考え方**

5. 広域被災者データベース・システム利用上の留意事項

5.1. 個人情報の取り扱い

5. 広域被災者データベース・システム利用上の留意事項

5.1. 個人情報の取り扱い

- ・ **都道府県や市町村、民間等支援団体と適切に情報連携できること**

本システムの運用にあたっては、被災者の個人情報を都道府県、市町村、外部支援者が適切に連携できることが不可欠である。

- ・ **システムの利用者が安全にシステムを運用できることを実現するために必要な法的整理とタスク**

本システムの利用者が安全にシステムを運用できるようにするためには、システムのセキュリティを確保するだけでは不十分であり、情報の取り扱い(取得、保存、提供、削除・廃棄)にあたって、その根拠法令を予め整理しておく必要がある。

5.1.1. 都道府県が個人情報を取り扱う法的根拠

- ・ **システムを運用するにあたり必要と考えられる法的整理**

災害対策基本法、個人情報保護法に基づき、被災者の情報を取り扱う。第三者提供に関する本人同意は不要ではあるものの、住民の不安を解消するため、説明を行うなどの工夫が必要である。

5.1.2. 個人情報の取り扱いに関する平時からの備え

- ・ **法的整理、情報セキュリティポリシーに基づき、平時に実施が必要なタスク**

受け渡しに係る根拠規定の整理と有識者への確認

個人情報の授受に関する手続き(通知のひな形の作成)

提供範囲を想定した手続き(外部支援者のリストアップ、委託契約の締結)

アクセス範囲の設定(業務と支援主体、必要な情報の紐づけとアクセス権限ルール)の作成

情報管理(保護措置)(システムのプライバシーポリシー、セキュリティポリシー、利用規約の作成、個人情報ファイル簿の作成、台帳への記載、監査の実施)

人材の育成(災害対応に関する法令解釈・運用に知見を有する人材の育成・研修の実施)

5.1.3. 個人情報の取り扱いにおける課題の整理

- ・ **発災時に管理者や事務担当者が法的整理をするための手順**

個人情報の取り扱いで判断に苦慮する状況が発生した場合の課題の整理の仕方を記載する。具体的には、情報を取り扱おうとする主体と客体、取り扱う情報の範囲、その目的、取扱いの種類やタイミング、媒体を明らかにすることによって課題を分解する。

必要に応じて、有識者への確認を行うことが想定されるが、分解された課題を基に議論・確認することによって、確認すべきポイントを明確にすることができる。

図表 災害対策基本法（抜粋）

- 第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。
- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - 六 援護の実施の状況
 - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

また、都道府県が個人情報の提供を行う場合、個人情報保護法の第 69 条第 1 項が適応されると考えられる。災害時は「法令に基づく場合」に該当し、個人情報の提供が可能であると解釈する。

個人情報保護法（抜粋）

- 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。
- 市町村が被災者台帳に記載の個人情報を提供する際、災害対策基本法第九十条の四が適応される。

図表 災害対策基本法（抜粋）

- 第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
- 第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

5.1.2.個人情報の取り扱いに関する平時からの備え

令和6年能登半島地震では、被災市町、避難先市町、外部支援者は被災者支援にあたる中で、個人情報の取り扱いで苦慮する場面が多く生じ、迅速かつ効率的な被災者支援を行う上で支障となった。

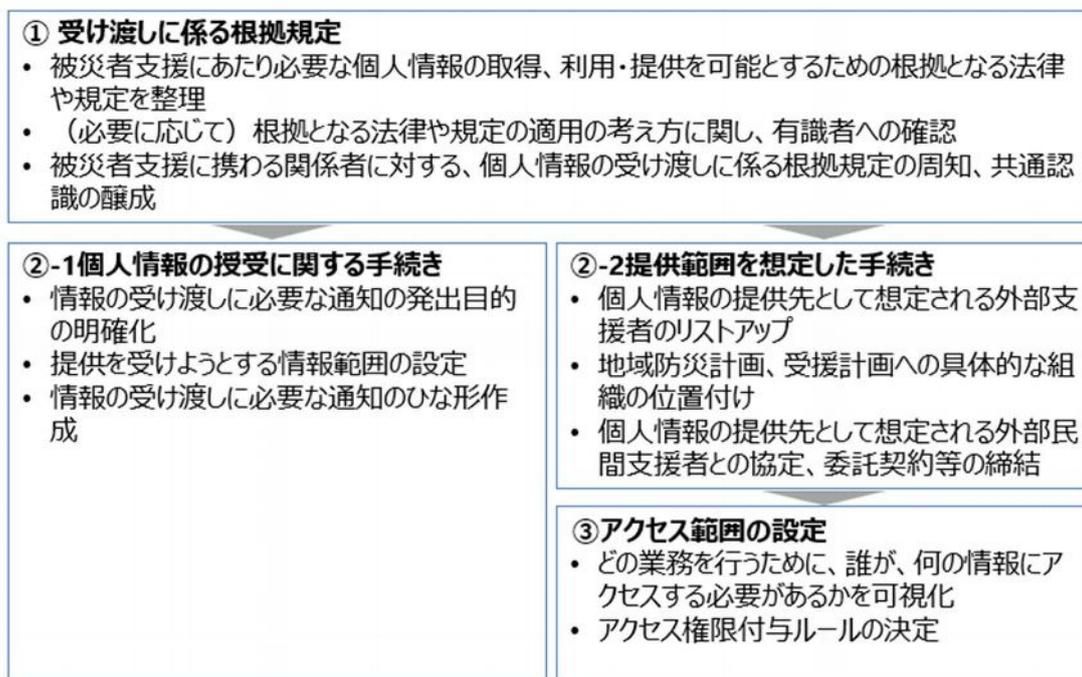
【都道府県の対応】

都道府県は、発災前の段階で被災者情報の連携を行うための手続きと、適切な被災者情報管理方法の策定を平時に実施しておくことで、情報連携を迅速に行いきめ細かい支援につなげることが可能となる。

被災者情報の連携を行うための手続き

被災者情報連携を行うための手続きとしては、受け渡しに係る根拠規定の整理、個人情報の授受に関する手続き、提供範囲を想定した手続き、アクセス範囲の設定が必要である。これらは順序に沿って実施することが求められる。

図表 被災者情報の連携を行うための手続き（都道府県）



受け渡しに関する根拠規定

被災者支援にあたり必要な個人情報の取得、利用・提供を可能とするための根拠となる法律や規定を整理し、必要に応じ、その考え方について有識者へ確認を行う。これによって、個人情報の取り扱いにあたって生じる課題とその対応を洗い出すことができる。また、被災者支援に携わる関係者が、個人情報の受け渡しを行う際の判断が適切に行えるよう、根拠規定の周知、共通認識の醸成を行う。

-1 個人情報の授受に関する手続き

都道府県が被災者の個人情報を行政機関から提供を受けるために、通知の発出が必要となる。事前に通知のひな形を作成することで、発災後の作業負担を軽減することができる。通知の発出にあたっては、その発出目的を明確化するとともに、提供を受けようとする情報の範囲を定めておく必要がある。

-2 提供範囲を想定した手続き

個人情報の提供先として想定される外部支援者を予めリストアップし、地域防災計画や受援計画に位置付ける。また、個人情報の提供先として想定される外部民間支援者との協定、委託契約等を締結する。

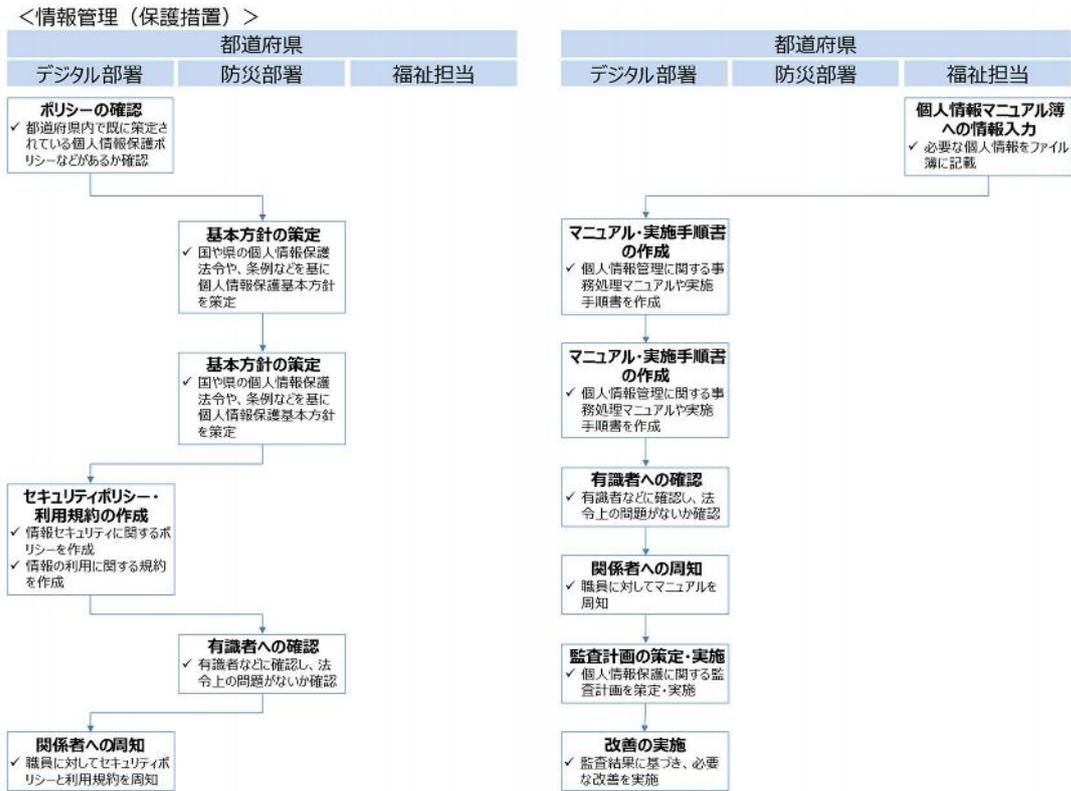
アクセス範囲の設定

個人情報への不要なアクセスを防ぐために、どの業務で、誰が、どの情報にアクセスする必要があるかを明らかにする。また、アクセス権限をどのように付与するかを定めたルールを定める。

図表 被災者情報連携するための平時の手続き（都道府県対応）



図表 被災者情報連携するための平時の手続き（都道府県対応）



適切な被災者情報管理方法の策定

適切な被災者情報管理方法の策定では、情報管理（保護措置）、人材の育成、個人情報の提供に関する同意が含まれる。これらは順序を問わず実施することができる。

図表 適切な被災者情報管理方法の策定（都道府県）

<情報管理（保護措置）>

- 個人情報保護基本方針の策定と職員への周知
- セキュリティポリシー、利用規約の作成
- 個人情報ファイル簿への記載
- 事務処理マニュアル、実施手順書等の作成
- 取得、保存、提供、削除・廃棄の台帳等への記録
- 個人情報保護に関する監査の実施

<人材の育成>

- 災害対策を担当する部署における、災害対応に関する法律等の解釈及びその運用に知見を有する職員の育成
- 災害対応に関する法律等の解釈及びその運用に関する研修の実施
- 情報セキュリティ研修の実施

<個人情報の提供に関する同意>

- 個人情報の第三者への提供に関する本人同意の取得

情報管理（保護措置）

個人情報保護法第 62 条では、行政機関等は個人情報を取得する際に、本人に対しその利用目的を明示することとされている。本システムの導入にあたっては、本システムの個人情報保護基本方針を定め、個人情報の利用目的や利用制限、管理などを定めておく必要がある。また、定めた内容は、職員に対しても周知を図る。また、本システムの情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を定めたセキュリティポリシーや利用ルールを定める利用規約を作成する。

さらに、個人情報保護法第 75 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。その他、事務処理マニュアル、実施手順書等の作成や取得、保存、提供、削除・廃棄の台帳等への記録を行う。これらは、個人情報保護に関する監査にあたって確認される事項となっている。

人材の育成

災害対応を行う中では、個人情報の取り扱いについて判断に苦慮するケースが多く発生することが想定される。災害対応を担当する部署において、災害対応に関する法律等の解釈及びその運用に関する知見を、外部の有識者の力も加えながら、蓄積していく必要がある。また、個人情報を取り扱うものであるから、情報セキュリティ研修の実施を通じて、職員のセキュリティ知識の向上を図る。

図表 被災者情報連携するための平時の手続き（都道府県対応）



【市町村の対応】

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画など、平時に取得している住民に関する情報が、有事にあたって即時に連携できるように、市町村から都道府県に対してどのような媒体で名簿を所有しているか、どのようなデータ連携が望ましいかを伝達する必要がある。

都道府県と具体的なデータの受け渡し手順や業務担当者について協議及び事前の合意形成を図ることが重要であるため、市町村は適切な担当部署、担当者を割り振った上で、都道府県の働きかけに対応することが重要である。

次の取り組みを平時に実施しておくことで、迅速な被災者支援につなげることができる。

被災者情報の連携を行うための手続き

被災者情報の連携を行うためには、災害時に個人情報を連携する外部支援者を事前に特定する必要がある。また、特定した外部支援者は、地域防災計画や受援計画においても位置付けるとともに、当該支援者との協定や委託契約等を予め締結しておくことで、発災時における負担を大きく軽減することができる。

図表 被災者情報の連携を行うための手続き（市町村）

<①提供範囲を想定した手続き>

- 個人情報の提供先として想定される外部支援者のリストアップ
- 地域防災計画、受援計画への具体的な組織の位置付け
- 個人情報の提供先として想定される外部民間支援者との協定、委託契約等の締結

<②アクセス範囲の設定>

- どの業務を行うために、誰が、何の情報にアクセスする必要があるかを可視化

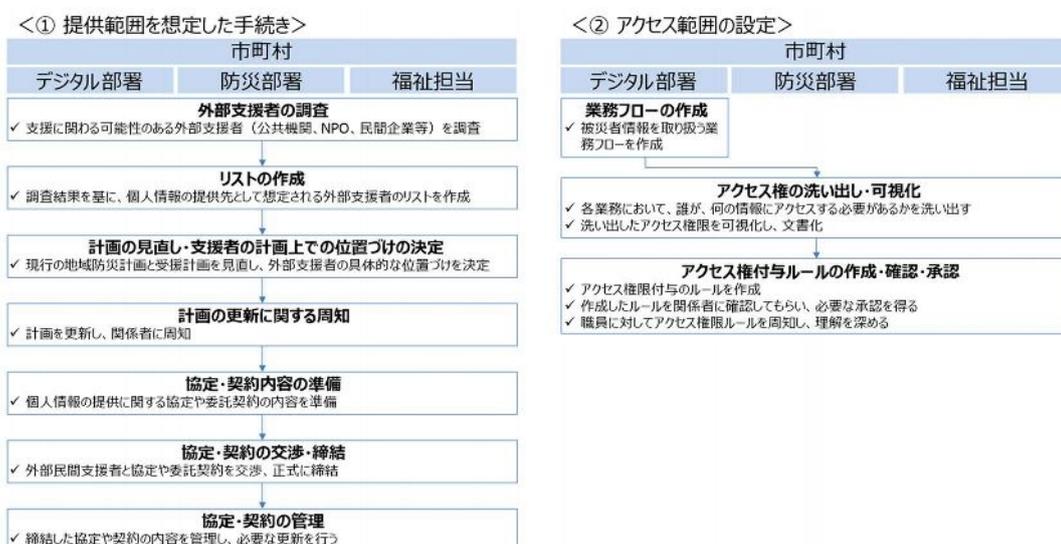
提供範囲を想定した手続き

個人情報の提供先として想定される外部支援者を予めリストアップし、地域防災計画や受援計画に位置付ける。また、個人情報の提供先として想定される外部民間支援者との協定、委託契約等を締結する。

アクセス範囲の設定

個人情報への不要なアクセスを防ぐために、どの業務で、誰が、どの情報にアクセスする必要があるかを明らかにする。

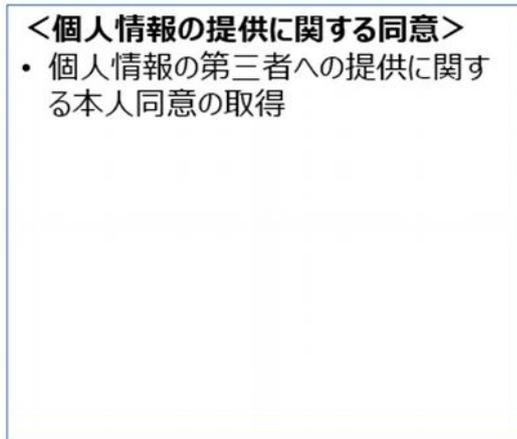
図表 被災者情報連携するための平時の手続き（市町村対応）



適切な被災者情報管理方法の策定

市町村においては、個人情報の第三者への提供に関する本人同意を予め取得しておくことで、本システムを通じた情報連携が可能になる。

図表 適切な被災者情報管理方法の策定（市町村）



個人情報の提供に関する同意

本システムには、平時及び発災後に収集した個人情報を取り込んで運用されるものであり、本システム起動後には民間外部支援者にも個人情報が提供されることがある。個人情報保護法第 69 条第 2 項に基づいて、個人情報の第三者提供に関する本人同意を取得することが求められる。

図表 被災者情報連携するための平時の手続き（市町村対応）



5.1.3.個人情報の取り扱いにおける課題の整理

本システムの導入及び利用にあたっては、市町村や外部民間支援者との情報連携において生じる課題について、予め次のポイントを整理し、公開されているガイドラインや Q&A などの資料と照らし合わせ、必要に応じて有識者に相談・協議することが望ましい。

図表 個人情報の取り扱いにおける課題の整理のためのポイント

#	整理のポイント	内容
1	個人情報を扱うのは誰か	個人情報を扱う主体を明らかにする
2	何の情報を取り扱うのか	取り扱う個人情報に何が含まれるのか明らかにする
3	発生する個人情報の取り扱いとは具体的に何の動作か	取得、保存、提供、削除・廃棄のいずれに相当するか明らかにする
4	何の目的で個人情報を扱うのか	個人情報の取得、利用目的を明らかにする
5	誰から取得するのか / 誰に提供するのか	個人情報を取得、提供する先を明らかにする
6	いつ取り扱うのか	個人情報を取得、保存、提供、削除・廃棄するタイミングはどこかを明らかにする
7	どの媒体で取り扱うのか	個人情報を扱う媒体は何かを明らかにする

5.2.マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用

第五回検討会で取り扱ったため、記載の概要を以下に記載する

5.2.マイナンバー及びマイナンバーカード利活用

- ・ 現行の番号法・制度上で実現可能な内容の記載（APPLIC「被災者台帳管理システム導入手引き」から「マイナンバーの利活用やクラウドへ対応について」を参照）

め、短期の外国人旅行者などマイナンバーを割り当てられない人が被災者となるケースも考慮しておく必要がある。